

松山市こども計画について ～めざす姿、共通の考え方～

令和6年7月22日

こども
まんなか

▼めざす姿

共通の考え方を包括する全体像として、本計画による、本市のめざす姿を示すもの。

<事務局素案：令和6年度第1回子ども・子育て会議にて提示>

『こどもたち 一人ひとりが 主人公 ～誰もが自分らしく輝くまつやま～』

<設定理由>

こども基本法第3条で規定されている、6つのこども施策の基本理念も踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けて、すべてのこども(一人ひとり)の意見が尊重され、それぞれが、最善の利益が享受できるよう、地域・社会でこどもを支えるメッセージとした。

～参考：こども基本法(抄)～

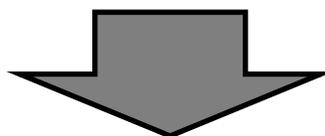
(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

<各委員からのご意見・修正案>

ご意見・修正案	対応方針
『こどもたち 一人ひとりが 主人公』は、俳句(五七五)のようで、本市らしさが感じられる。	—
『～誰もが自分らしく輝くまつやま～』は、「輝く」という文言に少し違和感がありますが、良い言葉が見つかりません。例えば、「いられる」では文脈が弱いでしょうか。	これからの未来や希望、目標に向かっていく姿を現しているため、「輝く」のままとします。
子どもたちのために、漢字にルビを振っていただくことは可能か。	表記の際、漢字にルビを振って対応します。
一人ひとりにかかるので「こども」の方が適切ではないか。	こどもたちの「たち」には、若者の意味を含めていますので、「こどもたち」のままとします。
こども大綱で強調されている、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる「こどもまんなか社会」という文言(あるいは考え方)について、広く市民に「こどもまんなか社会」の意味を啓発するためにも、「めざす姿」「共通の考え方」のいずれかの冒頭で用いるとよいと考える。	「共通の考え方」の1で、ご意見の内容が含まれるよう反映します。
「こどもたち」としていますが、総称として「こども」でよいと思います。こども基本法にも、「こども」と表記されている。	こどもたちの「たち」には、若者の意味を含めていますので、「こどもたち」のままとします。



<事務局修正案>

『こどもたち ^{ひとり}一人ひとりが ^{しゅじんこう}主人公 ^{だれ}～誰もが ^{じぶん}自分らしく輝く ^{かがや}まつやま～』

▼共通の考え方

めざす姿の実現に向けて、本計画で取組む考え方。

＜事務局素案：令和6年度第1回子ども・子育て会議にて提示＞

1. こどもをまんやかに、こどもの最善の利益を第一に考えます
こどもの意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことで、こどもの権利を保障し、こどもの育ちをまもります。また、すべてのこども・若者が個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
2. すべての子育て家庭を支援します
子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭でこどもを育てる保護者も含め、すべての子育て家庭への支援を行います。
3. 社会全体でこどもの育ちを支え、若者の活躍を支援します
こども・若者に関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などが連携して、社会全体でこどもの育ちを支え、若者の活躍を支援していきます。

＜設定理由＞

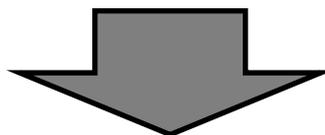
松山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念も踏襲し、こどもの利益を最大限尊重するとともに、こども・若者、そして子育て当事者を支援し、社会全体で、支える考え方を3点にまとめた。

＜共通の考え方全体に対する各委員からのご意見・修正案＞

ご意見・修正案	対応方針
<p>「3. 」の「その喜びを感じるために」という文章は、意味の読み取りがしづらく感じます。別の表現はいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を反映します。</p>
<p>「こどもまんなか社会」の実現は、結果として、少子化・人口減少の流れを変え、未来を担う人材を社会で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながることで、こどもや若者はもちろん、すべての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる、という点も市民の方へ啓発する際のポイントであると考えます。</p>	<p>計画の冒頭で記載予定である計画の目的の中で明記するとともに、共通の考え方3で示します。</p>
<p>こども基本法ではこどもの年齢を区切っていませんが、一般にその事実は知られていません。したがって、市の計画で「こども」という語を用いるときは、例外をのぞき「こども・若者」と並列に用いることが望ましいと考えます。</p>	<p>めざす姿や共通の考え方以外の部分でも、「こども・若者」の併記を基本としたいと考えています。</p>
<p>めざす姿や、基本法では「こども」がベースになっていますが、共通の考え方には、「こども」と「若者」に分けて考えています。「こども」をどう捉えているのでしょうか。</p>	<p>こども基本法の中では、「こども」の年齢は定義されていません。その一方、こども大綱の中では、「こども」と「若者」を分けて記載しています。こども計画は、こども大綱を勘案して策定するため、大綱で記載されている、「こども」と「若者」の併記を基本としたいと考えています。</p>

<1に対する各委員からのご意見・修正案>

ご意見・修正案	対応方針
<p>1. こども・若者の(今とこれからの)最善の利益を第一に考えます</p> <p>こどもの意見を聴き、対話しながら施策を進めていくことで、こどもの権利を保障します。また、すべてのこども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援を行います。</p>	<p>—</p>
<p>1.こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります</p> <p>こども・若者を権利の主体と認識し、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障します。自らの意見を持つための様々な支援を行い、意見を表明し、社会に参画できるようにします。こども・若者、子育ての当事者視点を尊重して意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていきます。</p>	<p>—</p>



<事務局修正案>

1. こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります

こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障して、意見を表明し、社会に参画できるようにします。また、すべてのこども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援します。

＜2に対する各委員からのご意見・修正案＞

ご意見・修正案	対応方針
<p>2. すべての子育て家庭を支援します (こどもが心身ともに健やかに育成されるように、)子育てについて第一義的責任を有する父母その他の保護者への支援を念頭に、すべての子育て家庭への支援を行います。</p>	<p>—</p>
<p>2. すべてのこども・若者が、心身ともに健やかに幸福に成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します 自然、文化、スポーツ、文教、農水産業、観光資源などさまざまな魅力がつまった松山の地域性をいかし、多様な社会的活動に参画する機会を提供します。 貧困と格差の解消を図り、すべてのこどもや若者が夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じてチャレンジができ、自らの将来をきりひらいていけるよう社会全体で後押しをします。 子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭でこどもを育てる保護者も含め、幸せな状態でこどもと向き合うことができるように、すべての子育て家庭への支援を行います。</p>	<p>—</p>
<p>こどもの意見を聴き →アンケートによって対話しながら →タウンミーティング的なものをするのでしょうか。 ともに施策を進める→「こどもと行政」がでしょうか。 どのように進めていくのか興味があります。</p>	<p>こどもの意見を聴くことは、アンケートやワークショップを想定しています。 対話しながらは、児童館などで直接声を伺うことを想定しています。 ともに政策を進めるは、こどもや若者の意見も反映させ、行政や民間も含めた社会全体で、施策を進めることをイメージしています。</p>



＜事務局修正案＞

2. すべてのこども・若者、子育て当事者を支援します
すべてのこどもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を叶え、自らの将来を切り開いていけるようにします。また、子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭でこどもを育てる保護者も含め、すべての子育て当事者が、幸せな状態で、こどもと向き合うことができるように支援します。

<3に対する各委員からのご意見・修正案>

ご意見・修正案	対応方針
<p>3. 社会全体で子ども・若者の成長を支え、活躍を応援します 子ども・若者に関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政や企業、民間団体や地域の団体、関係者などが連携して、社会全体で子ども・若者の成長や活躍の支援を行います。</p>	<p>—</p>
<p>3. 地域社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えます 行政、家庭、保健医療、教育、福祉の関係機関、企業、民間の支援団体などが、協力・連携するネットワークを形成し、地域社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えます。 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力・災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり孤立したりすることなく、安全に安心して暮らせるようにします。</p>	<p>—</p>
<p>・その喜びのそのとは？→ 何の喜びでしょうか。「子育て」？ ・または、子どもが育ちで、若者は子育てが終わっていると判断され「活躍」となっているので、「子どもの育ちと若者の活躍」でしょうか。 ・「子どもの育ち」→ 子ども・若者ではないでしょうか。</p>	<p>子どもと若者の併記とします。</p>
<p>3. 社会全体で子どもの育ちを支え、若者の活躍を支援します。 子ども・若者に関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などが連携して、まつやまの強みを生かして社会が一体となって子どもの育ちを支え、若者の活躍を支援していきます。</p>	<p>—</p>



<事務局修正案>

3. 社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えます
未来を担う人材を育み、社会経済の持続可能性を高め、すべての人の社会的価値の創造や幸福に向けて、行政だけでなく、家庭、地域、教育・福祉関係機関、企業などが、協力・連携して、まつやまの強みも生かして、社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えます。